

第125回

# 定時株主総会 招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

令和元年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 ※会場は前年と同じです。

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号  
如水会館2階「スターホール」

株主総会にご出席いただけない場合には、  
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する  
賛否をご表示いただき、ご返送ください。

目次

第125回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	2
計算書類	14
監査報告書	21
株主総会参考書類	23
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社東京會館

証券コード：9701

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号  
**株式会社東京會館**  
取締役社長 渡 辺 訓 章

## 第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、きたる令和元年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |            |   |                                                   |
|------------|---|---------------------------------------------------|
| 1. 日       | 時 | 令和元年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）                    |
| 2. 場       | 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号<br>如水会館2階「スターホール」               |
| 3. 会議の目的事項 |   |                                                   |
| 報告事項       |   | 第125期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告<br>および計算書類報告の件 |
| 決議事項       |   |                                                   |
| 第1号議案      |   | 剰余金の処分の件                                          |
| 第2号議案      |   | 取締役3名選任の件                                         |
| 第3号議案      |   | 補欠監査役2名選任の件                                       |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kaikan.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善したこと等により景気回復基調が継続する一方で、米国の通商政策による貿易摩擦の動向や金融政策に対する懸念、中国経済の減速や英国のEU離脱問題など、先行きの不透明感が強まるなかで推移しました。

このような環境のもと、平成27年2月より建替えのため休館中であった当社本館は、平成30年10月に竣工を迎え、平成31年1月8日に“新しくて伝統的”というこれまでにないコンセプトでリオープンいたしました。リオープンに際して開催した「東京會館 新本館開場記念特別晚餐会」では、東京會館と縁の深い各界のセレブリティをお招きし、新本館のコンセプト「NEWCLASSICS.」をテーマにレセプションを盛大に執り行いました。リオープン後の営業も事前の想定を超える幅広いお客様にご利用いただくことができ大盛況のなかで当事業年度を締めくくりました。

当事業年度の売上につきましては、既存営業所に加えて第4四半期にリオープンした新本館の売上が計上され、前事業年度比32.2%増の7,062百万円となりました。

経費面では、継続的な原価管理の徹底および諸経費の圧縮に努める一方、新本館開業に向けた人員の確保、内覧会開催や宣伝広告などの開業諸施策の実行に係る費用を計上したため、営業損失は2,826百万円（前期は1,505百万円の営業損失）、経常損失は2,835百万円（前期は1,493百万円の経常損失）となりました。しかしながら建替えの資金に充当するため、本館敷地一部売却により6,196百万円を特別利益に計上した結果、当期純利益は2,023百万円（前期は103百万円の当期純利益）となりました。

これを部門別にみますと

**宴会部門**につきましては、一般宴会は、丸の内地区最大級の大宴会場を本館に新設し、従来からの顧客に加え新たな施設により大小様々な規模の新規需要に対応することができました。営業所においても、これまでの顧客基盤の維持拡大のため、企業や各団体、個人に対するセールス活動の強化に努めました。

婚礼は、新しいチャペルや神殿そして当社が誇る料理など新しさと伝統の融合が訴求力を発揮しました。また、本館休館中から近接するビルに仮設してきたウエディングサロンでの受注活動が奏功し売上高の増加に大きく寄与しました。

以上の結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門売上高は、3,492百万円（前期比53.9%の増収）となりました。

**食堂部門**につきましては、伝統を継承しながら、軽やかな感性を加えた7店舗を本館に擁し、各店舗の特性に合わせたメニューを展開してまいりました。フランス料理「RESTAURANT PRUNIER」ではこれまで愛されてきた伝統料理と外部から招聘した新シェフによる現代フランス料理の融合が注目を集めました。グリルレストラン「ロッシニ」、オールデイダイニング「ロッシニテラス」、新業態の鉄板焼き「TOKYO KAIKAN 會」は法人の接待から個人のお客様まで、幅広いシーンでご利用いただきました。「日本料理 八千代」は日本料理特有の繊細な演出、「MAIN BAR」は伝統のオリジナルカクテル、「TOKYO KAIKAN UNION CLUB」は重厚感あふれる空間が支持を得ました。

この結果、売上高は前期比13.5%増の2,807百万円となりました。

**売店・その他の営業**につきましては、新本館にオープンしたペストリーショップ「SWEETS&GIFTS」の新メニューが注目を集めました。また、食品部門では、季節限定商品の開発・販売、百貨店・商業施設催事への積極的な出展に努めました。さらに、丸の内二重橋ビルディング内の賃貸オフィスからの賃料収入が計上された結果、売上高は前期比27.3%増の762百万円となりました。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は11,768百万円で、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は自己資金および借入金をもって充当いたしました。

- ・本館建替設計監理業務および工事 (平成31年1月東京會館新本館完成)
- ・千石工場 菓子生産設備改修 (平成31年1月完成)

## (3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、消費増税に伴う個人消費の冷え込みや、米国における保護主義的な政策圧力の高まり、また、中東・アジアでの地政学上の緊張などを背景に国内景気の不透明感は残りますが、総じて緩やかな拡大基調が継続するものと想定されます。

このような状況のもと当社は、長期ビジョンの実現に向けて、このたび新たに中期経営計画「Tokyo Kaikan vision for 2021」を作成いたしました。本中期経営計画に基づき、「稼ぐ力」の最大化、既存営業店の売上維持・拡大、事業オペレーションの更なる効率化の推進を図ってまいります。当社は、2022年に創業100年を迎えますが、本中期経営計画対象期間を、次の100年を見据えた「第三の創業の準備期間」と捉え、着実な売上規模の拡大、業務の効率化推進ならびに成長・戦略分野への経営資源配分を通じた選択と集中の実践を通じ、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

当社は、今後とも引き続きコーポレートガバナンスならびにコンプライアンス体制の充実を図るとともに、リスク管理体制の更なる強化など企業としての社会的責任（CSR）を果たす施策を積極的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：記載ある場合は百万円)

項 目 \ 期 別	第 122 期 平成28年 3 月期	第 123 期 平成29年 3 月期	第 124 期 平成30年 3 月期	第 125 期 (当事業年度) 平成31年 3 月期
売 上 高	5,995	5,884	5,341	7,062
経 常 損 失(△)	△ 884	△ 1,045	△ 1,493	△ 2,835
当 期 純 利 益	159	142	103	2,023
1 株当たり当期純利益	47.59円	42.53円	30.98円	605.74円
総 資 産	10,411	10,596	13,711	28,327
純 資 産	6,950	7,200	7,375	9,442

- [注] 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。  
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第122期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (5) 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

#### (6) 主要な営業所および工場 (平成31年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 館	東 京 都 千 代 田 区	三越日本橋本店営業所	東 京 都 中 央 区
浜 松 町 東 京 會 館	東 京 都 港 区	銀 座 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
如 水 會 館	東 京 都 千 代 田 区	癌研有明病院営業所	東 京 都 江 東 区
大 手 町 営 業 所 (LEVEL XXI)	東 京 都 千 代 田 区	千 石 工 場	東 京 都 江 東 区

- [注] 1. 富国ビル営業所は、平成30年12月21日に閉店いたしました。  
2. 本館は、建替えを完了し平成31年1月8日より営業を再開いたしました。

#### (7) 従業員の状況 (平成31年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
533 名	87 名	40.9 才	14.0 年

## (8) 主要な借入先および借入額 (平成31年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,306 百万円
株式会社三井住友銀行	3,448
株式会社みずほ銀行	1,843

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成31年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,900,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,463,943株 (自己株式 123,101株を含む)  
(3) 株主数 4,368名 (前期末比 94名増)  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	313 千株	9.37 %
日本生命保険相互会社	172	5.16
株式会社三菱UFJ銀行	165	4.95
東京會館取引先持株会	157	4.71
三菱地所株式会社	131	3.93
三信株式会社	129	3.88
株式会社みずほ銀行	120	3.60
明治安田生命保険相互会社	105	3.16
富国生命保険相互会社	100	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社	100	3.00

- [注] 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
2. 当社は、自己株式123千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役（平成31年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 訓 章	戦略本部長
代表取締役副社長	上 原 誠 人	
常 務 取 締 役	外 山 勇 雄	調理本部長
常 務 取 締 役	鈴 木 輝 伯	管理本部長
常 務 取 締 役	永 田 充 史	営業本部長 兼 営業所事業部長
取 締 役	松 岡 功	東宝株式会社 名誉会長
取 締 役	山 口 健 太 郎	営業本部副本部長 兼 営業推進部統括部長
取 締 役	星 野 昌 宏	戦略本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長
常 勤 監 査 役	池 内 潤 一 郎	
監 査 役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役 監査等委員
監 査 役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 顧問 サントリーコーポレートビジネス株式会社 代表取締役会長

- [注] 1. 取締役 松岡 功氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 畔柳信雄および相場康則の両氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役 池内潤一郎氏は、当社内の経理部門で長年にわたる経理業務の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 取締役 松岡 功、監査役 畔柳信雄、相場康則の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。  
5. 平成30年6月28日開催の第124回定時株主総会終結の時をもちまして、常勤監査役 木村輝昭氏は、任期満了により退任いたしました。



6. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動。

氏名	新	旧	異動日
相場康則	サントリーホールディングス株式会社 顧問	サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長	平成30年4月1日
	サントリーコーポレートビジネス株式会社 代表取締役会長	サントリーBWS株式会社 代表取締役副社長	

【ご参考】 決算期後の異動  
監査役の重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動日
相場康則	サントリーホールディングス株式会社 常任顧問	サントリーホールディングス株式会社 顧問	平成31年4月1日
		サントリーコーポレートビジネス株式会社 代表取締役会長	

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	136百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	22百万円 (11百万円)

- [注] 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億5,000万円以内、また、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と、それぞれ決議いただいております。  
3. 支給人員および報酬等の総額には、平成30年6月28日開催の第124回定時株主総会終結の時をもちまして退任した監査役1名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ア. 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	松 岡 功	東宝株式会社 名誉会長	当社の大株主であります。
社外監査役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	当社の大株主であり、借入先であります。
		株式会社三菱総合研究所 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役 監査等委員	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式 会社 顧問	当社の大株主であり、原材料の仕入 れ先であります。
		サントリーコーポレートビジネス 株式会社 代表取締役会長	重要な取引その他の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	松 岡 功	当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	畔 柳 信 雄	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会6回のうち5回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	相 場 康 則	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第26条および第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                      | 18百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

- [注] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基本原則として東京會館企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ② 監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々のリスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、教育を行う。
  - ア. 食品衛生及び食品安全に関するリスク
  - イ. 防火及び防災に関するリスク
  - ウ. 顧客個人情報に関するリスク
- ② リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を月1回開催するほか、常務会を週1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効率化を図る。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を行う。
  - ② 当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
  - ③ 当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
  - ② 公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整える。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続きを行う。
- (8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
  - ② 取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
  - ③ 内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
  - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を行う。
  - ③ 財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に関する体制
- ① 当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
  - ② すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とした態度で対応する。
  - ③ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報交換に努める。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス等規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、取締役及び使用人がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門責任者との面談とモニタリングをとおり体制の強化と監視を図っております。
- ③ 取締役及び使用人が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を、常勤監査役、調査担当部署を内部監査室とし、その実効性を確保しております。

### (2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、社外取締役1名、社外監査役2名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を12回、常務会を37回開催いたしました。

### (3) リスク管理体制

- ① 食品衛生及び食品安全  
食品衛生対策委員会において、各営業所及び食材購入先の食品衛生巡回・指導を行うとともに、新入社員・部門責任者あてに適宜講習会を実施しております。また、営業所ごとに第三者の外部衛生機関による衛生指導点検を実施するなど、更なる衛生管理の徹底を図っております。
- ② 防火及び防災  
防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において入居先オーナー主催の首都直下型地震等防災訓練に積極的に参加しております。また、東京消防庁主催の「普通救命等（応急手当）講習会」に年2回参加し、会社全体で使用人の3割以上が救命技能認定を受け、平成19年には「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客さまへの対応に備えております。
- ③ 顧客個人情報  
情報管理委員会において、顧客情報の取扱いに関し新入社員研修会での説明や社内イントラネットに注意事項を掲載するなど、使用人への周知・徹底を図っております。

### (4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、内部監査室員1名を任命しております。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、重要課題等について意見交換を行っております。

### (5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室並びに会計監査人により、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行っております。当事業年度は、1月にリオープンした新本館及び売上高の大きい3営業所を評価範囲といたしました。

---

[注] 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,335,757</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,077,196</b>
現金及び預金	1,454,952	買掛金	228,227
売掛金	707,778	短期借入金	8,036,000
未収入金	842,181	1年内返済予定の長期借入金	4,144,000
有価証券	3,010,011	リース債務	217,737
商品及び製品	15,473	未払金	761,695
仕掛品	5,382	未払法人税等	46,668
原材料及び貯蔵品	124,349	未払費用	97,390
前払費用	77,616	前受金	134,641
その他の	99,365	預り金	290,774
貸倒引当金	△ 1,352	賞与引当金	120,060
<b>固定資産</b>	<b>21,991,379</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,807,126</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,259,230</b>	リース債務	1,975,414
建物	13,716,858	繰延税金負債	706,142
構築物	187,978	退職給付引当金	1,635,964
機械装置及び運搬具	84,783	資産除去債務	29,004
工具、器具及び備品	287,962	長期未払金	36,100
土地	2,033,143	長期預り保証金	424,500
リース資産	1,948,503	<b>負債合計</b>	<b>18,884,322</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>69,281</b>	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	66,271	<b>株主資本</b>	<b>8,679,026</b>
電話加入権	3,009	資本金	3,700,011
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,662,868</b>	資本剰余金	2,883,140
投資有価証券	1,910,271	資本準備金	925,002
敷金及び保証金	340,288	その他資本剰余金	1,958,137
従業員に対する長期貸付金	4,810	<b>利益剰余金</b>	<b>2,537,578</b>
長期前払費用	855,316	その他利益剰余金	2,537,578
その他	552,182	固定資産圧縮積立金	1,994,810
<b>資産合計</b>	<b>28,327,137</b>	繰越利益剰余金	542,768
		<b>自己株式</b>	<b>△ 441,703</b>
		評価・換算差額等	763,788
		その他有価証券評価差額金	763,788
		<b>純資産合計</b>	<b>9,442,815</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>28,327,137</b>

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,062,741
売 上 原 価		6,442,206
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>620,534</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,447,292
<b>営 業 損 失 (△)</b>		<b>△ 2,826,757</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,089	
そ の 他	34,545	71,634
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,463	
そ の 他	25,060	80,523
<b>経 常 損 失 (△)</b>		<b>△ 2,835,646</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,196,319	6,196,319
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,688	
解 体 撤 去 費 用	357,387	378,076
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,982,595</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13,540
法 人 税 等 調 整 額		945,198
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,023,856</b>

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
平成30年4月1日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	31,399	515,734
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 33,413
固定資産圧縮積立金の積立					1,967,490	△1,967,490
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 4,080	4,080
当期純利益						2,023,856
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,963,410	27,033
平成31年3月31日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	1,994,810	542,768

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金 合 計				
平成30年4月1日残高	547,134	△ 439,798	6,690,488	684,700	7,375,189
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 33,413		△ 33,413		△ 33,413
固定資産圧縮積立金の積立	—		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—
当期純利益	2,023,856		2,023,856		2,023,856
自己株式の取得		△ 1,905	△ 1,905		△ 1,905
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				79,088	79,088
事業年度中の変動額合計	1,990,443	△ 1,905	1,988,537	79,088	2,067,626
平成31年3月31日残高	2,537,578	△ 441,703	8,679,026	763,788	9,442,815

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 商品、仕掛品、製品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。
- ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員（使用人兼務役員を含む）に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

### 表示方法の変更に関する注記

当社が収受した宴会等の手付金の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動負債の預り金（前事業年度34,581千円）に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より前受金（当事業年度134,641千円）として表示しております。

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,927,304千円

### 損益計算書に関する注記

- 1. 固定資産売却益は、東京會館ビル敷地の一部売却によるものであります。
- 2. 特別損失に計上した「解体撤去費用」は、旧本館敷地に設置されていた地下埋設物の解体撤去等に係る費用であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
 

普通株式	3,463,943株
------	------------
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
 

普通株式	123,101株
------	----------
3. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額
 

平成30年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

① 株式の種類	普通株式
② 配当金の総額	33,413千円
③ 1株当たり配当額	10円00銭
④ 基準日	平成30年3月31日
⑤ 効力発生日	平成30年6月29日
  - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 

令和元年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	33,408千円
② 1株当たりの配当額	10円00銭
③ 基準日	平成31年3月31日
④ 効力発生日	令和元年6月28日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 税効果会計に関する注記

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	500,932 千円
	税務上の繰越欠損金	315,161 千円
	賞与引当金	36,762 千円
	有形固定資産償却超過	35,140 千円
	その他	82,810 千円
	小計	970,807 千円
	評価性引当額	△502,198 千円
	合計	468,608 千円
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△880,440 千円
	その他有価証券評価差額金	△294,082 千円
	資産除去費用	△228 千円
	合計	△1,174,751 千円
繰延税金負債の純額		△706,142 千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。資金調達については、営業債務のほか金融機関等からの借入により行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、信託受益権及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスク等を有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程（「資産運用細則」）を定めて運用しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の使途は、運転資金及び設備投資に係る資金であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、借入金額及び期間などを限定してリスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 現金及び預金	1,454,952	1,454,952	—
(2) 売掛金	707,778		
貸倒引当金	△1,352		
計	706,425	706,425	—
(3) 未収入金	842,181	842,181	
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,009,951	1,010,113	161
② その他有価証券	3,824,729	3,824,729	—
(5) 買掛金	(228,227)	(228,227)	—
(6) 短期借入金	(8,036,000)	(8,036,000)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(4,144,000)	(4,144,000)	—
(8) 未払金	(761,695)	(761,695)	—
(9) 預り金	(290,774)	(290,774)	—
(10) リース債務（※2）	(2,193,151)	(2,193,151)	

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）流動負債に含まれている1年以内に返済予定のリース債務を含めております。

#### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び (3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

##### (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券は国債とコマーシャルペーパーを保有し、国債の時価は日本証券業協会が公表する「公社債店頭売買参考統計値表」によっており、コマーシャルペーパーは取引金融機関から提示された価格によっております。

② その他有価証券のうち上場株式は取引所の価格によっており、信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 未払金、及び(9) 預り金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(10) リース債務

この時価については、市場金利及び当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(1) 非上場株式(貸借対照表計上額85,602千円)、敷金及び保証金(貸借対照表計上額340,288千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

(2) 長期未払金(貸借対照表計上額36,100千円)、長期預り保証金(貸借対照表計上額424,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,826円48銭
1株当たり当期純利益	605円74銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月6日

株式会社東京會館  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 好生 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 後 宏治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會館の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきざらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 きざらぎ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月10日

株式会社 東京會館 監査役会  
常勤監査役 池内 潤一郎 ㊟  
監査役(社外監査役) 畔柳 信雄 ㊟  
監査役(社外監査役) 相場 康則 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期は、東京會館本館の建替えによる休館および新本館の開業準備費用の計上により営業損失となりましたが、建替え資金に充当するため本館の敷地を一部譲渡したことにより売却益を計上し、当期純利益となりました。

当期の期末配当につきましては、株主様重視の観点から安定的な配当を行う当社の基本方針および当期の業績ならびに事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金10円00銭  
総額 33,408,420円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和元年6月28日



## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役 外山勇雄、松岡 功の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社本館開業に伴う経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>と やま いさ お 外 山 勇 雄 (昭和22年6月1日生)</p>	<p>昭和41年3月 当社入社</p> <p>平成15年6月 当社調理・製菓部副部長兼プルニエ調理長</p> <p>平成18年10月 当社調理・製菓部長兼プルニエ調理長</p> <p>平成19年6月 当社取締役調理・製菓部長兼プルニエ調理長</p> <p>平成20年4月 当社取締役調理・製菓部長</p> <p>平成23年4月 当社取締役調理本部長兼調理・製菓部長</p> <p>平成25年2月 当社取締役調理本部長</p> <p>平成25年4月 当社常務取締役調理本部長（現任）</p>	2,700株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>外山勇雄氏は、主に調理部門で宴会調理・レストランにおける調理長を歴任するなど、高度な専門性と豊富な経験を有しております。調理本部長として、当社が創業以来長年培ってきた味の伝承を行う中心的役割を担い、リーダーシップを発揮していることから、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p>新任</p> <p>よし だ ゆたか 吉 田 寛 (昭和35年7月21日生)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社キャプテンクック入社</p> <p>昭和61年4月 株式会社ビクトリアステーション・ジャパン入社</p> <p>昭和63年7月 当社入社</p> <p>平成10年6月 当社軽井沢営業所支配人</p> <p>平成14年11月 当社三菱クラブ支配人</p> <p>平成19年3月 当社本館ロビー支配人兼食堂コーディネーター</p> <p>平成20年4月 当社本館食堂支配人兼ロビー支配人</p> <p>平成21年4月 当社如水会館支配人</p> <p>平成23年10月 当社浜松町東京會館支配人</p> <p>平成25年4月 トーカイシティサービス株式会社出向</p> <p>平成29年4月 当社本館開設準備室長</p> <p>平成30年10月 当社本館総支配人兼本館開設準備室長</p> <p>平成31年1月 当社本館総支配人（現任）</p>	200株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>吉田寛氏は、営業所支配人、本館開設準備室長、本館総支配人を務めるなど、営業戦略・運営業務に関する経験・実績・見識を有しており、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、新たに取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <small>しま たに よし しげ</small> <b>島 谷 能 成</b> (昭和27年3月5日生)	昭和50年 4 月 東宝株式会社入社 平成13年 5 月 同社取締役 平成17年 5 月 同社常務取締役 平成19年 5 月 同社専務取締役 平成23年 5 月 同社代表取締役社長（現任） 平成24年 4 月 株式会社東京楽天地社外取締役（現任） 平成27年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（現任） 平成29年 6 月 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役（現任）	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>島谷能成氏は、東宝株式会社代表取締役社長の職にあり、企業経営の豊富な経験や実績を有しており、その幅広い知識と見識を生かし、当社経営に適切な助言・提言をいただけると判断したため、新たに社外取締役候補者としております。</p>			

- [注] 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 島谷能成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合、新たに島谷能成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。
4. 本議案が原案どおり承認された場合、当社と島谷能成氏との間で会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める最低限度額であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、宮 幸男氏は、常勤監査役 池内潤一郎氏の補欠としての監査役候補者、また、谷口明史氏は、社外監査役 畔柳信雄、相場康則の両氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	みや ゆき お 宮 幸 男 (昭和32年4月12日生)	昭和55年3月 当社入社 平成11年10月 当社経理部次長 平成17年4月 当社総務部情報システム室長 平成23年9月 当社総務部人事室長 平成27年4月 当社人事部長 平成29年1月 当社経営企画部長 平成30年7月 当社監査室長(現任)	200株
[補欠監査役候補者とした理由] 宮幸男氏は、管理部門で豊富な経験を有し、人事部長、経営企画部長、監査室長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、補欠監査役候補者としております。			
2	社外 独立 たに ぐち あき ひと 谷 口 明 史 (昭和51年10月28日生)	平成16年10月 弁護士登録(大阪弁護士会登録) 北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 平成19年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍 平成24年1月 同事務所パートナー(現任) 平成29年12月 株式会社アーバンビジョン社外監査役(現任)	0株
[補欠監査役候補者とした理由] 谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、補欠社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- [注] 1. 各補欠候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。  
2. 谷口明史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
3. 谷口明史氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額といたします。

以上

# 会場案内図

- 会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号  
如水会館2階「スターホール」  
電話 (03) 3261-1101 (代表)  
**※会場は前年と同じです。**



## ■交通のご案内

○地下鉄

東西線「竹橋駅」1b出口から徒歩約4分、3a出口から徒歩約5分  
半蔵門線  
都営三田線  
都営新宿線

「神保町駅」A8、A9出口から徒歩約3分

駐車場の用意がございませんので、ご来場に際しましては、公共の交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。